

# 小樽市 移動支援ガイドライン

小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ

【令和6年4月一部改訂】

## ～ 目次 ～

1.	事業の概要	.....1
2.	対象者	.....1
3.	支給量	.....2
4.	実施方法	.....2
5.	利用者負担等	.....2
6.	身体介護を伴う・伴わないの判断基準	.....3
7.	移動支援事業の対象となる外出	.....4
8.	移動支援事業の外出目的として認められないもの	.....5
9.	サービスの内容	.....5
10.	その他留意事項	.....6
11.	Q&A	.....7
12.	様式(通学時移動支援理由書等)	.....18
13.	単価表	.....21

## 1. 事業の概要

地域で生活する障害者（児）が単独で外出することが困難な場合において、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。

## 2. 対象者

下表のいずれかに該当する方が利用できます。

利用区分	対象要件
全身性障害者	両下肢機能、体幹機能、脳原性機能障害による身体障害者手帳の1級又は2級を所持し、屋外での単独移動が困難な方
視覚障害者	視覚障害による身体障害者手帳の1級又は2級を所持し、屋外での単独移動が困難な方でグループ支援を希望する方
知的障害者	次のいずれかに該当し、知的障害のため屋外での単独移動が困難な方 ○ 療育手帳を所持している方 ○ 知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けた方
精神障害者 発達障害者	次のいずれかに該当し、精神障害若しくは発達障害に起因する不安等から屋外での単独移動が困難な方 ○ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ○ 自立支援医療を受給している方 ○ 精神疾患（発達障害）に係る医師の意見書等の交付を受けた方 ○ 精神障害を理由とする年金受給者 ○ 療育手帳を所持している方
障害児	就学児で次のいずれかに該当し、屋外での単独移動が困難な児童 ○ 身体障害者手帳を所持している方 ○ 療育手帳を所持している方 ○ 知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けた方 ○ 発達障害の診断を受けた方 ○ 関係機関の照会により必要と認められた方
難病者（児）	難病等（※）により、屋外での単独移動が困難な方

（注）上記に該当する方のうち、以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- （1）障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等の入所施設に入所中の方
- （2）医療機関に入院中の方
- （3）障害福祉サービスにおける「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」、「行動援護」、「同行援護」の支給決定を受けた方

※「難病等」とは、障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上である者」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいいます。

### 3. 支給量

支給量の上限は次のとおりとします。

	障害者	障害児
(1) 社会参加等の余暇活動	30時間/月	30時間/月
(2) 通学		通学、通所をあわせて
(3) 通所	10時間/月（「身体介護を伴わない」のみ）	20時間/月（「身体介護を伴わない」のみ）

### 4. 実施方法

サービス提供形態は「個別支援型」と「グループ支援型」があります。

#### ○ 個別支援型

1名の利用者に対して、ヘルパーが1対1で支援を行います。

#### ○ グループ支援型

複数の利用者に対して、ヘルパーが同時支援を行います。（屋外での活動や同一目的の・同一イベントへの複数人同時参加の際に同時支援する方法です。）

### 5. 利用者負担等

サービス利用に係る利用料は次のとおりとなります。

#### ○ 利用者負担割合

世帯別に以下の表に示す割合にて利用者負担が生じます。

世帯区分	生活保護世帯	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
負担割合	0%	0%	10%

※世帯の認定の取扱いについては次のとおりとなります。

【障害者】・・・障害者本人及び配偶者

【障害児】・・・障害児の保護者の同一世帯員（ただし、単身赴任の親を含む）

○利用者負担上限額

住民税課税世帯においては、利用者負担月額に上限が設定されます。

区分	利用者負担上限月額	
	障害者	障害児
一般世帯 1 ※1	9,300円	4,600円
一般世帯 2 ※2	37,200円	37,200円

※1 市民税課税世帯のうち、市民税所得割合算額が16万円未満の世帯  
 利用者が児童の場合にあつては、障害児の保護者の同一世帯員（単身赴任の親を含む）の  
 市民税所得割合算額が28万円未満の世帯

※2 市民税課税世帯のうち、一般世帯1に該当しない世帯

## 6. 身体介護を伴う・伴わないの判断

移動支援における「身体介護を伴う場合」とは、移動支援を行う際に実際の身体介護を行ったか否かではなく、日常生活において身体介護が必要であつて、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供することが想定されるかどうかによって判断するものとします。

身体介護を伴う	サービス提供の時間内で食事又は排せつが想定され、食事又は排せつに介護者の支援が必要とする場合。
身体介護を伴わない	サービス提供の時間内で食事又は排せつが想定されるが、食事又は排せつに介護者の支援を必要としない場合。 ※「身体介護を伴わない」場合であっても、実際のサービス提供の際、外出先での車イスからの移乗等、必要な介護は行われます。

※通所・通学で利用する場合の決定は「身体介護を伴わない」になります。

### 「身体介護を伴う」場合の判断基準

○障害者

・国が定める「通院等介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準による。

以下のいずれにも該当する障害者。

- (1) 障害支援区分が区分2以上の者。
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
  - (ア)「歩行」 「全面的な支援が必要」
  - (イ)「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - (ウ)「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(エ)「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(オ)「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

○障害児

- ・障害のある児童の調査項目（5領域11項目）の調査を行った上で、障害者の判断基準に準ずる。

## 7. 移動支援事業の対象となる外出

### ① 社会生活上必要不可欠な外出



外出内容	外出先の例
行政機関等における諸手続き 相談等※	市役所、警察署、裁判所等の官公庁

※障害福祉サービスにおける「居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）」（以下、「居宅介護（通院等介助等）」という）の対象となる方は、その利用が優先となります。

### ② 余暇活動等社会参加のための外出



外出内容	外出先の例
文化施設等の利用	映画館、美術館、博物館、コンサート会場、 図書館、演劇場、公園、寺社参拝等
体育施設等の利用※1	ジム、体育館、競技場、プール等
観光施設等利用	動物園、水族館、遊園地等
買い物※2	商店、デパート、ショッピングモール
理容・美容	理容室、美容院、サロン等
冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事、墓参、地域の祭り等
金融機関等の利用	銀行、信用金庫・組合等、郵便局
その他	投票所、見舞い、部活動、児童館、サークル活 動、各種研修・教養講座、就職活動、各種団体 の会合、ボウリング、外食、カラオケ スーパー銭湯※3、イベント※4、花火等

※ 障害児が利用する場合は、障害があることによって制限される活動を支援することとします。よって、保護者のレスパイト（休息）を目的とした利用はできません。

※1 ジム・プール等の施設内において、指導員等が付き添う場合については、施設への送迎のみを支援の対象とします。

※2 食材料等日常生活に不可欠な物の購入のための買い物は、障害福祉サービスにおける「居宅

介護（家事援助）」の中でヘルパーが行うものであるため、移動支援の対象となりません。

※3 居宅に浴室がない等の理由により、銭湯及び公衆浴場を日常的に利用される場合は、障害福祉サービスにおける「居宅介護（身体介護）」に当たるため、移動支援の対象となりません。

※4 移動支援事業所等が企画・主催するイベントについては、主催者側においてイベント中の対応をなすべきものであるため、原則イベント会場への送迎のみを支援の対象とします。

## 8. 対象とならない外出



外出内容	外出先の例
経済活動に係る外出	通勤、営業活動、その他収入を得ることを目的とした外出
政治活動又は宗教活動に係る外出	布教、勧誘活動、選挙運動等
社会通念上、公的サービスを利用して外出することが適当でないもの	パチンコ店への送迎等、ギャンブルを目的とした外出や、公序良俗に反する目的の外出
医療機関等に入院（入所）中の者の外泊等	
通院及び入退院に係る外出	
その他	短期入所施設への送迎 下校時の寄り道 特定の利益を目的とする団体活動への参加等 習い事等

※ 対象とならない外出内容でサービスを利用したことが判明した場合、移動支援サービス費の対象外となります。

## 9. サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については以下のとおりです。

### 【移動支援の対象と考えられる事例】

- 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- 外出中やその外出前後におけるコミュニケーション支援（代筆、代読）
- 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケット

の購入の支援等)

○外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

#### 【移動支援に含まれないと考えられる事例】

- 病院等の待ち時間や長距離移動中など、具体的な支援を行う必要がない場合
- 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- 通常のタクシーと同等の利用である場合
- スポーツ等の指導を行う場合

## 10. その他留意事項等

- (1) 移動支援は、常時支援できる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間は算定の対象外となります。
- (2) 原則として、公的機関への手続き、通院については、居宅介護（通院等介助等）や介護保険を利用できる場合にはその利用を優先します。
- (3) 学校等への通学については、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校への通学は義務教育期間であること、学校教育法第1条に規定する特別支援学校への通学及び学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級に在籍する者の学校への通学については学校及び学級の設置目的から、いずれも教育施策における対応が適当であることから、事前に教育関係機関等に確認した上で、保護者等が就労、疾病等により送迎困難な場合にのみ、移動支援の利用を認めることとします。自宅から学校等までの通学経路における移動支援の利用を希望される場合は、「通学時移動支援理由書」の提出が必要となります。その他必要に応じて、「稼働証明書」、「疾病に係る証明書」等を添付願います。
- (4) 移動支援事業所又はヘルパーの車を用いて移動する場合については、移動に係る費用の収受にかかわらず、別途、道路運送法上の許可等が必要となります。
- (5) グループ支援型の利用について、一方の利用者の外出準備に予定より時間を要する場合や、急なキャンセル等もあり得ることから、トラブルが発生しないよう、あらかじめ十分に利用者に説明しておく必要があります。
- (6) このガイドラインは、原則的な利用方法等について整理したものであり、本書の内容に沿わない利用は絶対に認めないというものではありません。利用者の個々の事情により判断させていただき、認める場合もありますので、個別に御相談願います。

このガイドラインは、平成26年10月1日から適用する。

このガイドラインは、令和2年4月1日から適用する。

このガイドラインは、令和6年4月1日から適用する。

## 11. 移動支援に関する Q&A

### Q1. 年齢による利用制限

移動支援の利用に当たって、年齢による制限はありますか？

A. 就学児以上の障がい者(児)が対象となります。また、移動支援は外出支援を目的としており、保護者のレスパイト(休息)を目的としたものではありません。

よって、就学児であっても、障がいの有無にかかわらず単独での外出が見込まれないもの(例: 小学校低学年の児童が単独で病院に行くことやショッピングセンターに行くといったことは通常想定されない。)については、原則、移動支援の対象となりません。

また、年齢による入場制限(プール、映画館等)の設けられている施設については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません。(障がいの有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない。)

ただし、家族等と一緒に外出する場合において、本人の障がい状況により、家族のみでは支援が行えない場合や、介助する家族等の障がいにより移動時の介助ができない場合については、移動支援の利用が可能です。

### Q2. 居宅介護(通院等介助等)と移動支援

居宅介護(通院等介助等)と移動支援の違いは何ですか？

A. 居宅介護における通院等介助等は、(1)病院等への通院、(2)官公署並びに指定相談支援事業所に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合、(3)指定相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された障害福祉サービス事業所を訪れる場合に利用できます。

これ以外で、余暇活動等のために外出する場合には、居宅介護(通院等介助等)の利用はできないため移動支援を利用することになります。

### Q3. 移動支援における通院時の取扱い

移動支援で通院時の介助を行うことはできますか？  
また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか？

居宅介護(通院等介助等)の対象者や介護保険の被保険者については、その利用が優先となります。ただし、突発的な通院の必要がある場合で居宅介護(通院等介助等)等の決定がない場合は、当該通院のみ移動支援(身体介護なし)を利用することは可能です。(その後、定期的な通院を必要とする場合は、居宅介護(通院等介助等)等が優先されます。)

また、上記の場合における院内での介助については、基本的には院内スタッフによって対応されるべきものとなりますが、院内スタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障がい状況によって必要となる介助(知的障がいのある方で、慣れたヘルパーが付添わなければパニックを起こしてしまう場合等が考えられる。)であれば、移動支援の対象とすることができます。その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。

### Q4. 行動援護と移動支援

行動援護を利用していますが、移動支援との併給はできますか？

A. 行動援護は、障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上(障害児の場合はこれに相当する支援の度合)である方が対象となります。

また、対象となる方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等、行動する際に必要な援助を行うこととなりますが、通年かつ長期にわたる利用(通学や通所)は認められていません。

移動支援は、行動援護に該当しない方における外出時の移動の支援を行うものとなります。

よって、行動援護と移動支援の併給は、原則、認めていません。

しかし、通学・通所のために利用する場合は移動支援(身体介護なし)に限り、併給を認めています。

## Q5. 通学・通所時の利用

学校等への通学や、障害福祉サービス事業所へ行くために移動支援を利用することはできますか？

A. 以下の条件に当てはまる場合は移動支援の利用を認めています。

○障害児の通学及び通所利用 移動支援(身体介護なし)20時間/月

保護者が就労や疾病等のために送迎困難な場合。スクールバスがある場合は、最寄りのバス停から自宅までの利用を認める。

通学に当てはまる施設としては、学校に準ずるものと療育を行う施設とする。また、学校から療育を行う施設へ行く場合も利用を認める。

通学時の利用については、「10. その他留意事項等」(3)を御参照願います。

○障害者の通所利用 移動支援(身体介護なし)10時間/月

介護者等が就労や疾病のために送迎困難な場合。

## Q6. 帰宅途中で病院へ寄る場合

学校や寄宿舍等から通院後に自宅へ帰宅する場合、移動支援と居宅介護(通院等介助等)のどちらの利用になりますか？

A. 目的地が複数あって居宅が終点となる場合には、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、学校等から病院までの移動についても居宅介護(通院等介助等)が利用可能となります。

そのため、移動支援の対象とはなりません。

また、寄宿舍についても学校の一部とみなし同様の扱いとします。

居宅介護(通院等介助等)の決定を受けていない方が、通院に利用する場合は突発的な受診の必要がある場合のみ、移動支援(身体介護なし)を利用することができますが、受診の結果、継続した通院が必要となる場合は、居宅介護(通院等介助等)の支給決定を受けてください。

## Q7. スーパー銭湯や温泉での入浴

スーパー銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象とできますか？

A. 居宅介護(身体介護)での入浴介助に要する時間数の不足を補う等の目的では、移動支援の対象とはなりません。公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。

なお、居宅に浴室がない、又は狭くて十分な介助が行えない等の事情によって、居宅での入浴ができないときは、入浴が可能な最寄りの公衆浴場等である場合に限り、居宅介護(身体介護)にて入浴介助(公衆浴場等までの移動を含む。)を算定することが可能です。

## Q8. プール内での支援を行う場合

移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中での介助も移動支援として算定できますか？

A. 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。

よって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合算定対象となりますが、『水泳の指導』や『一緒に遊ぶ』といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

### 【移動支援事業におけるプールや温泉等の取扱いについて】

移動支援の対象となる外出として、プールや温泉等利用について認めているところではありますが、その際の施設利用時の介助については、個別の事案に応じて、真に必要な場合に認めています。介助を対象とする利用については、安全性の観点から次の要件を設けますので御注意ください。

- ※ 海、湖、川等へ行く場合は、危険性が高いため対象外とします。
- ※ プール等で、単独での利用の年齢制限が設けられている施設については、利用者が単独で利用できる年齢に達していない場合は対象外とします。
- ※ 遊泳指導等はヘルパーの本来業務ではないため対象外とします。
- ※ 温泉等の場合は、介護目的以外で一緒に入浴する場合は対象外とします。

### ○介助の範囲

JR等	着替え	プール内等	着替え	JR等
移動支援で算定可能		※	移動支援で算定可能	

- ※ 実際に水に触れる場所において、事故等の危険性を十分に考慮し、緊急対応がただちにできる状態である場合のみ算定可能とします。
- ※ ヘルパーとは別に遊泳指導等を行う人がいる場合は、算定対象外とします。

## Q9. 旅行中における移動支援の利用

旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか？

A. 旅行中であっても移動支援を利用することができます。

また、宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に、宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の利用を可能とします。この場合、宿泊先のホテル等での介助は、外出の準備に係る介助に限られることとなりますので宿泊先での食事、入浴、排せつ等の介助は、移動支援の対象とはなりません。

### 【宿泊を伴う移動支援の利用について】

ホテル等を居宅とみなすため、介助の範囲は以下のとおりとします。

JR等	観光等	宿泊先	観光等	JR等
移動支援で算定可能		対象外	移動支援で算定可能	

## Q10. グループホーム入居中に移動支援を利用する場合

グループホームに入居している間も移動支援を利用することはできますか？

A. グループホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。なお、居宅介護（通院等介助等）に関しては、一月に2回（おおむね5時間程度）を限度として、サービスの利用が認められる場合があります。

## Q11. 短期入所施設への移動支援

短期入所を利用する際に、移動支援を利用することはできますか？

A. 短期入所の利用に当たっては、障がいの程度等により自ら入所することが困難な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価が行われているため、原則、当該事業所が対応することになります。

## Q12. 入退院時の移動支援

入退院の際に、移動支援を利用することはできますか？

- A. 入退院時については、居宅介護（通院等介助等）が利用可能であるため移動支援の対象としていません。

## Q13. 目的地のみの支援

家族等が目的地まで送迎する場合に、事業所としては目的地のみの支援を行うこととなりますが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用はできますか？

- A. 目的地が移動支援の対象となる場所なのであれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。  
ただし、いわゆる『預かり行為』と考えられる場合は、利用対象外となります。

## Q14. 複数の目的地がある場合

1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか？

- A. 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

## Q15. 移動支援事業所を目的地とした外出

外出の目的地が移動支援サービス提供事業所である場合に、移動支援の利用は可能ですか？

- A. 外出の目的地が移動支援事業所である場合は、いわゆる『預かり行為』と見なされるため移動支援の対象とはならず、日中一時支援等の対象となります。  
ただし、目的地等のトイレでは排せつの介助が行えないといった事情があり、やむを得ず、排せつ行為のためにサービス提供事業所に立ち寄った場合は、移動支援の対象となります。  
なお、その場合は、実績記録表に明記してください。

### Q16. 事業者主催の行事

事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか？

- A. 移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所（運営法人を含む。）が主催する行事（例：事業所を出発地として遠足に行く際に、道中の支援を移動支援で算定する等）については、移動支援の対象とはなりません。

### Q17. 講師として参加

講演会の講師として出席するために、会場まで移動支援を利用できますか？

- A. 講師として謝礼がある場合は、有給の仕事とみなされ、営業活動の一環となるため認められません。ただし、無償の場合は単に参加となるため認められます。

### Q18. 学校行事、事業所実習で利用する場合

学校行事（遠足・社会見学等）で外出する際に、移動支援を利用することはできますか？

また、高等養護学校等で事業所実習を行う際に、実習先への送迎に移動支援を利用することはできますか？

- A. 学校行事等の監督責任は、主催者である学校が負うこととなります。よって、その実施においては移動支援の対象外となります。

### Q19. プライバシーに関わる場面への立会い

診察や学校懇談会等、プライバシーに関わる場面への立会いはできますか？

- A. 利用者の希望がある場合でも、プライバシーに関わることについては安易に立ち入らないでください。ただし、診察時に医師から立会いの要請がある場合は可とします。また、必要に応じて居宅介護（通院等介助）等の支給決定を受けてください。

## Q20. 突発的な利用

突然利用が必要になった場合は、利用できますか？

- A. 移動支援の支給決定を受けている場合で、事業所のほうで対応可能であれば利用できます。ただし、支給決定時間を超えて利用するときは、超えた分は報酬の算定対象外となります。

## Q21. サービス開始時・終了時の引渡し

保護者や家族が不在時に、ヘルパーが居宅に迎えに行ったり、居宅に連れて帰ることはできますか？

- A. 児童については、原則、サービス開始時・終了時は引渡しを経てください。成人については介護者等と事業所の両者合意の上で引渡しを経なくても利用可能です。

## Q22. 1回当たりのサービス提供時間

1回サービス提供時間に制限はありますか？

- A. 一日の範囲で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

## Q23. 業務途中のヘルパーの交代

支援の途中でヘルパーを交代することはできますか？

- A. 長時間の業務となることも考えられるため、ヘルパーを交代することは可能です。  
ただし、その旨を実績記録表に記載してください。

## Q24. 市外に行く場合

小樽市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか？

- A. 事業所のサービス提供区域内であり、かつ、一日の範囲内で用務を終えるものであれば、市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。

## Q25. ヘルパー自ら運転する場合の算定

ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか？

- A. ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中には、常時支援が行える状態にはないため運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。これらを受けずに実施した場合は、移動支援の算定対象とはなりません。

## Q26. 事業所が所有する車の利用

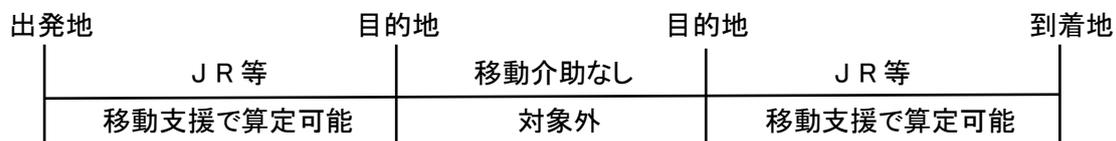
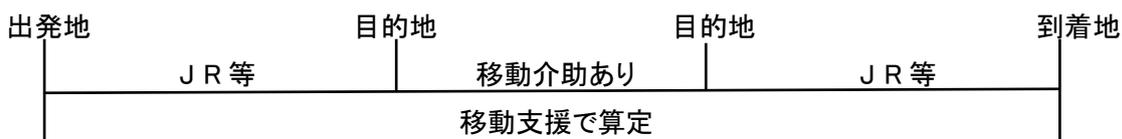
事業所等が所有する車を用いて、移動支援を実施することはできますか？

- A. 道路運送法上の許可若しくは登録がある場合は、事業者等の車両を用いて移動支援を行うことが可能です。ただし、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介助が行われている状態とは見なせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなります。

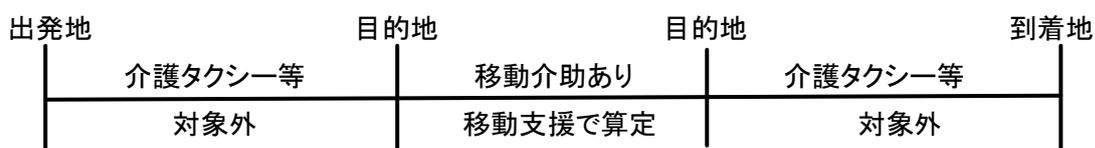
### 【移動支援事業の範囲および介護タクシー・福祉有償運送制度との関係】

移動支援事業の範囲としては、外出目的の達成に係る出発地から到着地までの一連の移動の間が対象となります。

○目的地までの移動にJR・バス・一般タクシーを利用する場合



○目的地までの移動に介護タクシー・福祉有償運送制度を利用する場合



### Q27. ヘルパー派遣に要する交通費

ヘルパー派遣に要する交通費を利用者から徴収することはできますか？

- A. 事業者が運営規定(程)の中で定める実費分については徴収可能です。

### Q28. ヘルパーと一緒に食事をする場合

外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の算定はできますか？

- A. ヘルパーが食事をしている間は、常時支援が行われている状態とはいええないため、原則として移動支援の算定対象には含まれません。

### Q29. 諸施設の入場料

観劇、映画、コンサート等の入場料について、利用者に請求できますか？

- A. 場内での支援を行う必要がある場合の入場料は利用者負担となります。

### Q30. 家族がヘルパーとして支援を行う場合

ヘルパー事業所に所属する家族が、移動支援を提供することはできますか？

- A. ヘルパー事業所に正式に登録されていても、家族による支援であるため算定対象外とします。

### Q31. 準備のみを行って外出できなかった場合

外出のために準備をしていたが、利用者の具合が悪くなった等により急遽外出できなくなった場合に、移動支援の算定はできますか？

- A. 外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

### Q32. キャンセル料について

予定していた支援がキャンセルになった場合に、キャンセル料は請求できますか？

- A. 契約時に事業者が利用者との間で取り決めをした上で、一定のキャンセル料を請求することは可能です。ただし、市への請求はできません。

### Q33. グループ支援型の提供義務

グループ支援による利用申込みがあった場合は、必ずサービス提供しなければなりませんか？

- A. グループ支援型は、複数の利用者に対して同時支援を行うため個別支援型よりも高度な支援能力が求められます。また、利用者が突然路上に飛び出すおそれがある場合など、障がいの特性によっては、グループ支援になじまないこともあります。

よって、グループ支援型の提供については、事業者が適切なサービス提供が可能と判断した場合のみ実施することとします。

### Q34. 個別支援型とグループ支援型の併用

待合せ場所まで個別支援型、待合せ場所からはグループ支援型によるサービス提供はできますか？

- A. 1対1の場面と同時支援の場面がある場合も、一連の外出全てにおいてグループ支援型の報酬を算定してください。

### Q35. 出発地が異なる場合のグループ支援型

出発地が異なる場合でも、グループ支援は利用できますか？

- A. それぞれの利用者の出発地が異なっていても、グループ支援型の利用は可能です。

## 通学時移動支援理由書

小樽市長 様

申請年月日 令和 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
	氏名	印		
	居住地	〒		
		電話番号		
申請に係る児童	フリガナ		生年月日	平成・令和 年 月 日
	氏名		続柄	

通学時の移動支援利用の申請理由(該当する番号に○をつけてください。)

1	就労 ( 父 ・ 母 ) のため	
2	疾病 ( 父 ・ 母 ) のため	
3	その他 ( )	

児童の通学先	
--------	--

移動支援利用経路等について(登校時、下校時について、該当するものを記入願います。)

利用方法	利用経路	利用時間	備考
	～	時 分 ～ 時 分	
	～	時 分 ～ 時 分	
	～	時 分 ～ 時 分	
	～	時 分 ～ 時 分	

保護者等の就労により申請する場合は、下記について記入願います。

就労者①	氏 名		児童との続柄	
	勤務先会社名			
	勤務先住所			
	出勤時間	時 分 ～ 時 分	退勤時間	時 分 ～ 時 分
	通勤方法			
就労者②	氏 名		児童との続柄	
	勤務先会社名			
	勤務先住所			
	出勤時間	時 分 ～ 時 分	退勤時間	時 分 ～ 時 分
	通勤方法			

○上記の事項に変更があった時は、速やかに小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループへ御連絡願います。

※ 保護者等の就労により申請する場合は、別紙の「稼働証明書」を添付してください。

※ 保護者等の疾病により申請する場合は、別紙の「疾病に係る証明書」を添付してください。

# 稼働証明書

令和 年 月 日

小樽市長様

下記のとおり、稼働していることを証明します。

勤務先 住所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

※経営者名 \_\_\_\_\_

※個人経営の場合は必ず記入してください。

採用年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 から
雇用形態	常勤・日雇・パート・内職・その他
稼働日数	月 平均 日
稼働時間	時 分 ~ 時 分
月収	月収又は本俸（手当・賞与除く）で（¥ _____） 日給 で（¥ _____） 時給 で（¥ _____） 歩合給で（¥ _____）
仕事の内容 （職種等）	（事務員、看護師、保険の外交等、具体的に記入してください。）

【勤務者】 住所 小樽市 \_\_\_\_\_ 丁目 番（地） 号  
町

氏名 \_\_\_\_\_

## 疾病に係る証明書

下記の患者は、日常生活が著しく制限されるものである者と認めます。

患者住所 \_\_\_\_\_

患者氏名 \_\_\_\_\_

疾病名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

通院頻度 \_\_\_\_\_

その他 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

病院又は診療所の  
所在地

医師名

印

## 移動介護事業単位数

### 1 個別支援を利用する場合で2人介護を必要としないとき

利用時間	身体介護を伴うとき	身体介護を伴わないとき
30分以下	230単位	80単位
30分以下分を超え1時間以下	400単位	150単位
1時間を超え1時間30分以下	580単位	225単位
1時間30分を超え2時間以下	655単位	295単位
2時間を超え2時間30分以下	730単位	365単位
2時間30分を超え3時間以下	805単位	435単位
3時間を超えるとき	805単位に、30分までごとに70単位を加算して得た単位(以下この表において「長時間移動身体介護基準単位」という。)	435単位に、30分までごとに70単位を加算して得た単位(以下この表において「長時間移動基準単位」という。)

### 1の2 個別支援を利用する場合で2人介護を必要とするとき

利用時間	身体介護を伴うとき	身体介護を伴わないとき
30分以下	276単位	96単位
30分以下分を超え1時間以下	480単位	180単位
1時間を超え1時間30分以下	696単位	270単位
1時間30分を超え2時間以下	786単位	354単位
2時間を超え2時間30分以下	876単位	438単位
2時間30分を超え3時間以下	966単位	522単位
3時間を超えるとき	長時間移動身体介護基準単位に1.2を乗じて得た単位	長時間移動基準単位に1.2を乗じて得た単位

### 2 グループ支援を利用する場合で身体介護を伴うとき

	2人	3人	4人	5人
30分以下	138単位	100単位	81単位	69単位
30分以下分を超え1時間以下	240単位	173単位	140単位	120単位
1時間を超え1時間30分以下	348単位	251単位	203単位	174単位
1時間30分を超え2時間以下	393単位	284単位	229単位	197単位
2時間を超え2時間30分以下	438単位	316単位	256単位	219単位
2時間30分を超え3時間以下	483単位	349単位	282単位	242単位
3時間を超えるとき	長時間移動身体介護基準単位を2で除して得た単位に1.2を乗じて得た単位	長時間移動身体介護基準単位を3で除して得た単位に1.3を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)	長時間移動身体介護基準単位を4で除して得た単位に1.4を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)	長時間移動身体介護基準単位を5で除して得た単位に1.5を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)

### 3 グループ支援を利用する場合で身体介護を伴わないとき

	2人	3人	4人	5人
30分以下	48単位	35単位	28単位	24単位
30分以下分を超え1時間以下	90単位	65単位	53単位	45単位
1時間を超え1時間30分以下	135単位	98単位	79単位	68単位
1時間30分を超え2時間以下	177単位	128単位	103単位	89単位
2時間を超え2時間30分以下	219単位	158単位	128単位	110単位
2時間30分を超え3時間以下	261単位	189単位	152単位	131単位
3時間を超えるとき	長時間移動基準単位を2で除して得た単位に1. 2を乗じて得た単位	長時間移動基準単位を3で除して得た単位に1. 3を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)	長時間移動基準単位を4で除して得た単位に1. 4を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)	長時間移動基準単位を5で除して得た単位に1. 5を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)

#### 備考

- 1 この表において「2人介護を必要とするとき」とは、障害者等の身体的理由その他の理由により、1人の介護者による介護が困難と認められる場合であって2人の介護者による介護が行われたときをいう。
- 2 この表において「身体介護を伴うとき」とは、日常生活において身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この表において同じ。)が必要な者について、移動介護のサービスを提供する際に、身体介護を行うことが想定される場合をいう。

視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業単位数

1 身体介護を伴うとき

	2人	3人	4人	5人
30分以下	117単位	85単位	69単位	59単位
30分を超え1時間以下	204単位	147単位	119単位	102単位
1時間を超え1時間30分以下	296単位	214単位	173単位	148単位
1時間30分を超え2時間以下	334単位	241単位	195単位	167単位
2時間を超え2時間30分以下	372単位	269単位	217単位	186単位
2時間30分を超え3時間以下	411単位	296単位	239単位	205単位
3時間を超えるとき	2人用長時間移動身体介護基準単位に0.85を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)	3人用長時間移動身体介護基準単位に0.85を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)	4人用長時間移動身体介護基準単位に0.85を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)	5人用長時間移動身体介護基準単位に0.85を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)

2 身体介護を伴わないとき

	2人	3人	4人	5人
30分以下	41単位	29単位	24単位	20単位
30分を超え1時間以下	77単位	55単位	45単位	38単位
1時間を超え1時間30分以下	115単位	83単位	67単位	57単位
1時間30分を超え2時間以下	150単位	109単位	88単位	75単位
2時間を超え2時間30分以下	186単位	134単位	109単位	93単位
2時間30分を超え3時間以下	222単位	160単位	129単位	111単位
3時間を超えるとき	2人用長時間移動基準単位に0.85を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)	3人用長時間移動基準単位に0.85を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)	4人用長時間移動基準単位に0.85を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)	5人用長時間移動基準単位に0.85を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)

備考

- 1 この表において「身体介護を伴うとき」とは、日常生活において身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この表において同じ)が必要な者について、移動介護のサービスを提供する際に、身体介護を行うことが想定される場合をいう。
- 2 この表において「長時間移動身体介護基準単位」とは、別表第3に規定する長時間移動身体介護基準単位をいう。
- 3 この表において「長時間移動基準単位」とは、別表第3に規定する長時間移動基準単位をいう。
- 4 この表において「2人用長時間移動身体介護基準単位」とは、別表第3に規定する長時間移動身体介護基準単位を2で除して得た単位に1.2を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)をいう。
- 5 この表において「3人用長時間移動身体介護基準単位」とは、別表第3に規定する長時間移動身体介護基準単位3で除して得た単位に1.3を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)をいう。

- 6 この表において「4人用長時間移動身体介護基準単位」とは、別表第3に規定する長時間移動身体介護基準単位4で除して得た単位に1.4を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)をいう。
- 7 この表において「5人用長時間移動身体介護基準単位」とは、別表第3に規定する長時間移動身体介護基準単位5で除して得た単位に1.5を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)をいう。
- 8 この表において「2人用長時間移動基準単位」とは、別表第3に規定する長時間移動基準単位を2で除して得た単位に1.2を乗じて得た単位をいう。
- 9 この表において「3人用長時間移動基準単位」とは、別表第3に規定する長時間移動基準単位を3で除して得た単位に1.3を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)をいう。
- 10 この表において「4人用長時間移動基準単位」とは、別表第3に規定する長時間移動基準単位を4で除して得た単位に1.4を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)をいう。
- 11 この表において「5人用長時間移動基準単位」とは、別表第3に規定する長時間移動基準単位を5で除して得た単位に1.5を乗じて得た単位(1単位未満四捨五入)をいう。